

第8章 その他の参考資料

3-8-1表

市町村税の税率概要

税区分		税率	年度別団体数 (R2年度→R3年度)	参 考	
市	個人	均等割	標準	54 → 54	・3,500円 54市町村
		所得割	標準	54 → 54	
町	法人	均等割	標準	51 → 51	・超過課税のうち、制限税率を採用している団体は2市（銚子、野田）一部の区分について制限税率を採用している団体は1市（習志野）
			超過課税 不均一	3 → 3 0 → 0	
民	個人	税割（※）	標準（6%）	30 → 30	・制限税率（8.4%）を採用している団体は5市（銚子、野田、茂原、流山、鎌ヶ谷）
			制限（8.4%）	5 → 5	
税			不均一	19 → 19	・不均一は19団体（千葉、市川、船橋、館山、木更津、松戸、成田、旭、習志野、柏、市原、八千代、我孫子、君津、富津、浦安、袖ヶ浦、富里、匝瑳）
		固定資産税	標準（1.4%）	54 → 54	
	（不均一）		0.7%	10 → 10	・国際観光ホテル整備法に基づくもの
			1.0%	3 → 3	
			1.05%	1 → 1	
			1.2%	1 → 1	
			0.7%	1 → 1	・多極分散型国土形成促進法に基づくもの
			0.93%	1 → 1	
			1.05%	2 → 2	
			初年度 0.14% 2年度 0.35% 3年度 0.70%	8 → 9	・半島振興法に基づくもの
			免除（3年間）	3 → 7	・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づくもの
			免除（5年間）	1 → 1	
		免除（5年間）	2 → 2	・企業誘致条例に基づくもの	
		免除	1 → 1	・地区公民館又は集会所及び地区所有消防機庫	
		0.46%	1 → 1	・公衆浴場法、物価統制令に基づくもの	
	軽自動車税	標準	54 → 54		
	鉱産税	標準（1.0%）	40 → 40		
	入湯税	標準（150円）	30 → 32		
		宿泊（150円） 日帰り（50円、70円又は100円）	9 → 9	・9団体（船橋、館山、木更津、市原、袖ヶ浦、南房総、長生、長柄、大多喜）	
	都市計画税	制限（0.3%）	17 → 17	・勝浦及び富津は条例を有するが附則で課税しないこととしているので含めていない。	
			0.05% 0.20% 0.23% 0.25%	1 → 1 9 → 9 1 → 1 2 → 2	・市で税目を設定していないのは7団体（鴨川、浦安、南房総、匝瑳、山武、いすみ、大網白里）
	（不均一）		0.15%	4 → 4	・国際観光ホテル整備法に基づくもの（千葉、館山、柏、市原）
			0.10%	1 → 1	・公衆浴場法、物価統制令に基づくもの（柏）
			0.22%	1 → 1	・都市再開発法に基づくもの（柏）

※法人税割の税率については、令和2年度課税分は標準税率9.7%、制限税率12.1%の課税を含む。

3-8-2表 市町村税率一覧表

整理番号	郡名	市町村名	市 町 村 民 税										固定資産税		賦 産 税		入湯税	都 市 計 画 税				
			法 人										備考	法人税割	2百万円以下	その他						
			均等割	1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人										
1		千葉市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不	不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	不	0.3%	
2		銚子市	3,500	60,000	144,000	156,000	180,000	192,000	480,000	492,000	2,100,000	3,600,000	8.4%	8.4%	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.2%	
3		市川市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不	不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%	
4		船橋市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不	不	1.4%			有	宿泊150円 日帰り100円	有	0.3%	
5		館山市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不	不	1.4%			有	宿泊150円 日帰り150円	有	不	0.3%
6		木更津市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不	不	1.4%	0.7%	1.0%	有	宿泊150円 日帰り150円	有	有	0.3%
7		松戸市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不	不	1.4%			有		有	0.23%	
8		野田市	3,500	60,000	144,000	156,000	180,000	192,000	480,000	492,000	2,100,000	3,600,000	8.4%	8.4%	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.2%	
9		茂原市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	8.4%	8.4%	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.2%	
10		成田市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不	不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.05%	
11		佐倉市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%	6.0%	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%	
12		東金市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%	6.0%	1.4%	0.7%	1.0%	有		有	0.2%	
13		旭市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不	不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.2%	
14		習志野市	3,500	50,000	144,000	156,000	180,000	192,000	480,000	492,000	2,100,000	3,600,000	不	不	1.4%	0.7%	1.0%	有		有	0.3%	
15		柏市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不	不	1.4%			有	150	有	不	0.3%
16		勝浦市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%	6.0%	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	(0.2%)	
17		市原市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不	不	1.4%	0.7%	1.0%	有	宿泊150円 日帰り150円	有	不	0.3%
18		流山市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	8.4%	8.4%	1.4%			有	150	有	0.3%	
19		八千代市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不	不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.3%	
20		我孫子市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不	不	1.4%			有		有	0.3%	
21		鴨川市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%	6.0%	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有		
22		鎌ヶ谷市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	8.4%	8.4%	1.4%			有		有	0.3%	
23		君津市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不	不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	0.2%	
24		富津市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不	不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150	有	(0.3%)	
25		浦安市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不	不	1.4%			有	150	有		

3-8-2表 市町村税率一覧表

整理番号	郡名	市町村名	市 町 村 民 税										賦 産 税		入湯税	都 市 計 画 税				
			個人均等割	法 人									法人税割	備考			固定資産税	2百万円以下		その他
				1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人						0.7%	1.0%	
26		四街道市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%				0.25%
27		袖ヶ浦市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	0.2%
28		八街市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	0.25%
29		印西市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%			有	0.3%
30		白井市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%				0.3%
31		富里市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%				0.3%
32		南房総市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	
33		匝瑳市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	不		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	
34		香取市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	0.2%
35		山武市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	
36		いすみ市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	
37		大網白里市	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	
38	印旛郡	酒々井町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%			有	0.2%
39		栄 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	0.3%
40	香取郡	神崎町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	
41		多古町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	
42		東庄町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	
43	山武郡	九十九里町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	
44		芝山町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%				
45		横芝光町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150
46	長生郡	一宮町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150
47		睦沢町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150
48		長生村	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150
49		白子町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150
50		長柄町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150

3-8-2表 市町村税率一覧表

整理番号	郡名	市町村名	市 町 村 民 税											固定資産税	釧 産 税		入湯税	都 市 計 画 税						
			個人均等割	法 人								法人税割	備考		2百万円以下	その他								
				1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人								9号法人					
51		長 南 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%						
52	夷 隅 郡	大 多 喜 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	徴収150円 自備150円				
53		御 宿 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150				
54	安 房 郡	鯨 南 町	3,500	50,000	120,000	130,000	150,000	160,000	400,000	410,000	1,750,000	3,000,000	6.0%		不	1.4%	0.7%	1.0%	有	150				
令和3年4月1日現在において市町村民税所得割 について標準税率以外の税率を採用している団体			無								個人市町村民税均等 割の税率の軽減を 行っている団体		有 2団体		令和3年4月1日現在において軽自動車税に ついて標準税率以外の税率を採用している 団体数					標準税率未満		0		団体
																				標準税率超		0		団体

3-8-3表 固定資産税及び都市計画税の不均一課税等実施状況（令和3年4月1日時点）

(1) 固定資産税

整理番号	市町村名	税率(%)	適用資産
1	千葉市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		1.05	・都市再開発法第2条第6号に規定する施設建築物のうち同法第138条第1項の耐火建築物で同法施行令第53条に定めるものに該当する家屋〔都市再開発法第138条第1項〕
5	館山市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		初年度 0.14	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地〔半島振興法第17条〕
		2年度 0.35	
		3年度 0.70	
6	木更津市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕
			・中核的民間施設の用に供する家屋又は構築物又はこれらの敷地である土地〔多極分散型国土形成促進法第14条〕
10	成田市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕
11	佐倉市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕
13	旭市	課税免除	・製造の事業の用に供するもので、建物及び敷地並びに機械装置〔企業誘致条例〕
		課税免除	・産業振興促進区域内において、市長村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地。 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
15	柏市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		0.46	・公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令第4条の規定により千葉県知事が入浴料金を定めるものの用に供する固定資産〔柏市税条例第62条の3〕
		1.05	・都市再開発法第2条第6号に規定する施設建築物のうち同法第138条第1項の耐火建築物で同法施行令第52条に定めるものに該当する家屋〔都市再開発法第138条第1項〕
16	勝浦市	課税免除	・産業振興促進区域内において、取得等に係る特別償却設備にある家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条〕
		初年度 0.14	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地〔半島振興法第17条〕
		2年度 0.35	
		3年度 0.70	
	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕	
17	市原市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕

3-8-3表 固定資産税及び都市計画税の不均一課税等実施状況（令和3年4月1日時点）

整理番号	市町村名	税率（％）	適用資産
21	鴨川市	1.00	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地〔半島振興法第17条〕
		課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
23	君津市	1.00	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕
24	富津市	1.00	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地〔半島振興法第17条〕
		課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
26	四街道市	0.93	・都市再開発法第138条第1項の耐火建築物に該当する固定資産〔都市再開発法第138条第1項〕
31	富里市	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕
32	南房総市	1.20	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地〔半島振興法第17条〕
		課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
33	匝瑳市	課税免除	・工場又は事業所の新設又は増設を行った企業の奨励措置の対象となった建物・敷地及び償却資産〔企業誘致条例〕
36	いすみ市	初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地〔半島振興法第17条〕
		課税免除	・地区公民館又は集会所及び地区所有の消防機庫〔大網白里市市税条例第54条の2〕
		課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
42	東庄町	課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕

3-8-3表 固定資産税及び都市計画税の不均一課税等実施状況（令和3年4月1日時点）

49	白子町	1.05	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕
51	長南町	課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
52	大多喜町	0.70	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔半島振興法第17条〕
		課税免除	・産業振興促進区域内において、市長村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地。 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕
53	御宿町	初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔半島振興法第17条〕
54	鋸南町	初年度 0.14 2年度 0.35 3年度 0.70	・半島振興対策実施地域の区域内における新設又は増設に係る製造事業用設備を構成する家屋及び償却資産で租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受けるもの並びに当該家屋の敷地である土地 〔半島振興法第17条〕
		課税免除	・産業振興促進区域内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた事業に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 〔過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条〕

(2) 都市計画税

整理番号	市町村名	税率 (%)	適用資産
1	千葉市	0.15	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕
5	館山市	0.15	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕
15	柏市	0.15	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕
		0.10	・公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令第4条の規定により千葉県知事が入浴料金を定めるものの用に供する固定資産〔柏市都市計画税条例第3条の3〕
		0.22	・都市再開発法第2条第6号に規定する施設建築物のうち同法第138条第1項の耐火建築物で同法施行令第52条に定めるものに該当する家屋〔都市再開発法第138条第1項〕
17	市原市	0.15	・国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けたホテル業の用に供する建物〔国際観光ホテル整備法第32条〕

資 料 名 称	令和3年度版市町村税の概況
発 行 所 属	千葉県総務部市町村課
住 所	千葉市中央区市場町1-1
T E L	0 4 3 - 2 2 3 - 2 1 3 4